### 早稲田大学における公的研究費に関する不正防止計画

#### 1. 目的

不正防止計画は、本学において公的研究費の適切な執行がなされるよう、基本方針・行動規範として の諸規程等を踏まえ、公的研究費の適切な運営・管理を実施し、研究費の取扱いに係る不正行為を防 止することを目的とする。

## 2. 不正防止計画の取組方針

- (1)不正防止計画において、本学における公的研究費の運営・管理についての責任体系を示し、各責任者の責任と役割を明確にする。
- (2)不正防止計画は、本学における公的研究費の運営・管理に係る実態の検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。
- (3)不正防止計画は、本学における不正防止計画の実施状況、改善状況ならびに文部科学省をはじめとする関係各省庁または他機関等からの情報および対応状況等を勘案して、適宜見直しを行うものとする。

#### 3. 責任体系の明確化

(1) 公的研究費の運営・管理の責任体系

公的研究費の運営・管理の責任体系の明確化のため、「研究活動に係る不正防止および不正行為への対応に関する規程」第3条の2から第3条の4に基づき、各責任者の責任と役割を以下のように定める。

### ①最高管理責任者:総長

- 1)公的研究費の取扱いに関する不正防止対策の基本方針を策定・周知する
- 2)不正防止計画に基づく対策の実効性を担保するため、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じる

#### ②統括管理責任者:研究推進担当理事

- 1)不正防止対策の基本方針に基づく不正防止計画を策定・周知する
- 2)不正防止計画の実施および実施状況を確認する
- 3)不正防止計画の実施状況を最高管理責任者へ報告する

#### ③研究倫理推進責任者:各箇所長

- 1)不正防止計画に基づく不正防止対策を実施・周知する
- 2)不正防止対策の実施状況を確認する
- 3)不正防止対策の実施状況を統括管理責任者へ報告する
- 4)自箇所の研究者等に対して、公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講を促進する
- 5)自箇所の研究者等に対する公的研究費の取扱いに係る不正行為の防止に関する研究倫理教育の受講状況の監督を行う
- 6)自箇所における公的研究費の管理・執行に係る監督を行う
- 7)必要に応じて、自箇所における公的研究費の管理・執行に関する改善指導を行う

#### (2) 監事の役割

- ①不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。
- ②統括管理責任者又は、研究倫理推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

## 4. 不正防止計画の周知

統括管理責任者は、策定した不正防止計画を最高管理責任者へ報告するとともに、各箇所の研究 倫理推進責任者を通じて、公的研究費の運営・管理に関わる教職員等に周知する。

## 5. モニタリング

公的研究費の執行箇所における日常的なモニタリングのほか、研究費の不正防止計画推進部署である研究推進部と内部監査部門である監査室は、公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点から、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が適切に具備されているか等、毎年度執行状況のモニタリングおよび監査を実施する。モニタリングにより得られた執行状況に関する情報をもとに、研究推進部にて不正を発生させる要因を整理、分析し、その結果を監査室と共有する。監査室は過去の監査結果や不正発生要因の分析結果をもとに監査計画を見直し、執行管理の適正性および業務処理の有効性・効率性について検証し、課題等をまとめる。学内に監査結果の周知を図り、同様のリスクが発生しないよう徹底する。

#### 6. 不正防止に向けた制度改革の取組み

不正防止に向けた本学全体の取組みとして、組織の改編や研究費を一元的に管理する研究費管理システムの構築等の制度改革を継続的に推進する。

組織の改編については、経理処理業務を専門的に取り扱うための組織(2011 年 1 月に設置)において、経理処理業務の更なる集中化を進め、引き続きノウハウの蓄積と経理処理の適正化を推進する。

研究費管理システムの構築については、研究支援・財務システム(2018 年 4 月から稼働)および出張システム(e-Trip)(2019 年 4 月から稼働)の安定的且つ効果的な運用を進めることで、公的研

究費の執行における発注から支払までの手続きの一元管理と出張旅費に関する計算誤り・不正処理等の防止を図り、より適正な公的研究費の運営・管理体制の構築に取り組む。

## 7. 不正を発生させる要因に基づく行動施策

公的研究費の不正使用を発生させる個々の要因に応じた具体的な行動施策を「不正防止に向けた行動施策」として示す。各行動施策については、今後も実施状況を把握し、継続的に施策の改善を図る。

これらの取組みに関する実施状況についての適切な情報発信を行って、本学の学術研究に求められる社会的責任を果たす。

# ■不正防止に向けた行動施策

# ※下線部分が前年度からの変更点

	I	T	אין היה מיני מיני מיני מיני מיני מיני מיני	
ガイドラインの項目	不正の発生要因(リスク)	行動項目	発生要因に対する行動施策	担当部門
適正な運営・管理の基	・不正に当たる行為についての	・使用ルールの周知	・公的研究費に関する執行ルールや諸情報	研究推進部
盤となる環境の整備	研究者の理解不足等によっ	・周知方法の多様化	を記載した『研究費執行マニュアル』(日・	
(ルールの明確化・統	て、ルールの誤解や拡大解釈		英版)を改訂し、認識の誤りの原因や、そ	
一化と職務権限の明確	等が生じ、不正行為が発生		の対策等について周知を徹底する。	
化)	するリスク		・研究費の執行における不適切事例を分析	
【ガイドライン第 2 節			し、事例の発生要因に応じて整理した結果	
2, 3]			をもとに、研究費執行マニュアルの関連する	
			内容を更新し、周知する。	
適正な運営・管理の基	・不正行為に対する重大さにつ	・定期的なコンプライアンス	・「学術研究倫理セミナー」の内容を定期的	研究推進部
盤となる環境の整備	いての認識不足によって、研	教育の見直しと受講率	に更新する。	
(コンプライアンス教育・	究者が安易に不正行為を行	の向上	・学内会議体や研究不正防止対策強化月	
啓発活動の実施(関	うリスク	・啓発活動の実施	間などを活用し、「学術研究倫理セミナー」	
係者の意識の向上と浸		・不正を行わないこと等を	受講の促進を行う。	
透)		盛り込んだ誓約書の提	・毎年『学術研究倫理ガイド』(日・英版)	
【ガイドライン第2節1】		出	を発行し、教職員や学生の研究費不正防	
			止に対する意識の醸成を図る。	
			・不正に当たる行為を防止するための注意喚	
			起を、継続的に MyWaseda で周知すると	
			ともに、必要に応じて学術院長会等におい	
			ても周知する。	
			・研究費の不正使用を行わない組織風土を	
			定着させるため、新たに公的研究費の運	
			営・管理に関わることとなった者から公的研	

の提出を
時徴取す
理推進責
究不正防
責任者に
員の研究
を図る。
対応につ 研究推進部
および不 総務部
定める内
ともに、必
も周知す
、て「コンプ
、学外窓
すく示し、
5.
推進部) 研究推進部
実施状況
部門(監
防止対策
するよう更
る。また、
る。 また、 外に公表

		T		<b>.</b>
研究費の適正な運営・	・予算執行状況の迅速なモニ	・予算執行状況の把握と	・財務システムを用いた予算執行状況の管	財務部
管理活動	タリングを通じた、事務部門に	管理	理の必要性について、通知や説明会等によ	研究推進部
【ガイドライン第 4 節】	おける一連の執行手続きにつ	・取引業者への取引ルー	り各箇所へ浸透させる。	
	いての検証が不十分となること	ルの周知、誓約書の徴	・前年度に公的研究費での取引のあったすべ	
	で不正が発生するリスク	取	ての業者(ただし公共性の高い公的機関	
	・取引業者と研究者との癒着	・検収の実効性の向上	等は除く)を確認の上、誓約書が未提出	
	に対して、日常的な運営・管	・検収方法の周知徹底と	<u>の業者に対して、</u> 取引に関するルールを示	
	理上のチェックや注意喚起が	高度化	し、研究不正等に関与しないこと等を誓約	
	徹底されないことで、取引業		する誓約書の提出を求める。	
	者への牽制が発揮されずに不		・「役務」の検収方法について、Web サイト・	
	正が発生するリスク		説明会・業務マニュアルの配付等を通じて	
	・役務(委託費)において検		周知を徹底する。	
	収が行われていなかったことに		・「特殊な役務」に関する検収の事後チェック	
	より、委託業者との取引に対		を適宜実施する。	
	する牽制効果が発揮されない		・「学外納品物件特別検収」およびサンプリン	
	ことで不正が発生するリスク		グによる実地確認を継続的に実施し、検収	
			における捕捉の精度を向上させる。	
			・経理箇所や他キャンパスの検収デスク等の	
			検収実態把握を行い、全体としての検収の	
			実効性向上に努める。	
			・電子データで提出された納品書あるいは領	
			収書等に対する検収の電子化については、	
			関係箇所(情報企画部等)と協議・検討	
			したシステム化案に、各検収デスクおよび検	
			   収利用頻度の高い箇所に対するヒアリング	

<u></u>	<u> </u>		1
		結果を反映させ、実現に向け着実に推進す	
		る。	
		・化学物質の検収について、環境保全センタ	
		ーと連携し、引き続き適正な運用を目指	
		す。	
		・モニタリングや書面調査の手法によるリスクア	
		プローチにより、定期的な公的研究費の執	
		行管理を行う。	
		・特に発注の多い業者に対する、年度末の	
		集中的な予算執行等、不自然な取引等の	
		確認を行う。	
		・執行管理箇所(研究マネジメント課)が	
		行うモニタリング(執行管理)の結果を、執	
		行箇所担当者と共有する場を設けコミュニ	
		ケーションをとることにより、不正防止に関す	
		る知見や情報についての共有をはかる。	
・本学全体のモニタリングが有	・本学全体の視点からの	・ルールに照らして会計書類の形式的要件	監査室
効に機能する体制となってい	管理体制の確認・検証	等が適切に具備されているか等を監査す	
るかについての検証が不十分	・不正発生要因に応じたリ	る。なお、監査では公的研究費の執行箇	
になることで発生するリスク	スクアプローチ監査の実	ー 所における日常的なモニタリング、研究推進	
・不正発生要因のリスクに対し	   施	部によるモニタリングがともに機能しているか	
て、リスクアプローチ監査が徹		等、本学全体の視点から管理体制の不備	
底されないことで、牽制効果			
が発揮されずに不正が発生す		・研究推進部から共有された不正発生要因	
るリスク		の分析結果も踏まえ、不正が発生するリス	
		クを把握する。架空請求(カラ出張、カラ雇	
	効に機能する体制となっているかについての検証が不十分になることで発生するリスク・不正発生要因のリスクに対して、リスクアプローチ監査が徹底されないことで、牽制効果が発揮されずに不正が発生す	効に機能する体制となっているかについての検証が不十分になることで発生するリスク・・不正発生要因のリスクに対して、リスクアプローチ監査が徹底されないことで、牽制効果が発揮されずに不正が発生す	る。 ・化学物質の検収について、環境保全センターと連携し、引き続き適正な運用を目指す。 ・モニタリングや書面調査の手法によるリスクアプローチにより、定期的な公的研究費の執行管理を行う。・特に発注の多い業者に対する、年度末の集中的な予算執行等、不自然な取引等の確認を行う。・執行管理箇所(研究マネジメント課)が行うモニタリング(執行管理)の結果を、執行箇所担当者と共有する場を設けコミュニケーションをとることにより、不正防止に関する知見や情報についての共有をはかる。・本学全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているかについての検証が不十分になることで発生するリスク・不正発生要因に応じたリスクアプローチ監査の実・不正発生要因のリスクに対して、リスクアプローチ監査が徹底されないことで、牽制効果が発揮されずに不正が発生するリスク・研究推進部から共有された不正発生要因の分析結果も踏まえ、不正が発生するリスクの分析結果も踏まえ、不正が発生するリスク

用、預け金)のリスクに対し、出張先への調	]
査・確認や、研究補助者へのヒアリング、紋	J
品後の物品等の現物確認や、取引業者の	)
帳簿との突合等の手法を含むリスクアプロー	
チ監査を実施する。新たに不正発生要因が	r
判明した場合は、上記以外にも要因に応じ	,
たリスクアプローチ監査の手法を追加する。	
・監査の実施に当たっては、公認会計士の資	į
ーニー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
査結果や不正発生要因の分析結果をもと	·
に監査計画、監査実施要領、監査チェック	,
表、ヒアリング項目等を見直し、執行管理の	-
適正性および業務処理の有効性・効率性	-
について検証し、課題等を監査報告書にま	-
とめる。	-
情報提供等を行うとともに、定期的に意見	
交換を行う。	<b>,</b>
	ı
・監査報告書を理事会、学術院長会で報	=
告し、同様のリスクが発生しないよう徹底す。 	-
<u> </u>	151 1

以上

… 啓発活動 **… コンプライアンス教育** 第1四半期(4-6月) 第2四半期(7-9月) 第3四半期(10-12月) 第4四半期(1-3月) 老 不正防止計画の策定・ ※1 統括管理責任者より研究倫 研究費執行マニュアル 学術研究倫理ガイド 理推進責任者に対し、会議体等 で前年度の各箇所における研究 周知(10-11月) の改訂・「研究費 の発行・Web版公開 の不適切使用に関する (4月) 不正防止啓発活動報告の総括結 事例集」の改訂・「不適 果を共有する。 研究不正防止対策 切な支出事例リスト」 強化月間(11-12月) の改訂・周知(3月) 「研究不正防止対策強化月 **※**2 前年度にあった不適切事例や 間」を設定し、構成員に研究費 執行管理(モニタリング)での指摘 事項を踏まえ内容を更新 各箇所の前年度 不正防止を意識づけるととも 不正防止啓発活 に、ポスターやMy Waseda等に 動報告の結果共 おける啓発を行う。また、研究 有 (5月) ※1 倫理オフィスホームページで紹 介している公的研究費不正を含 各箇所における前 む研究不正防止に係る教材を、 各箇所における研究 年度研究不正防止 教職員ならびに学生に対し視聴 不正防止啓発活動 啓発活動実施結果 するように啓発を行う。 計画作成(4月) 報告 (2~3月) 「コンプライアンス相談窓口」 の明確化および告発窓口・告発 各箇所における不正防止啓発活動実施 方法も記載し周知を行ってい 学術研究倫理セミナー(コンプライアンス教育) ※3、※4 学術研究倫理 原則として3年に1度内容の改訂 セミナー受講の を行う。 案内(4月) 執行管理は、2期に分けて実施 学術研究倫理セミナー(コンプライアンス教育)の受講促進に向けたメール送信および大学ポータルサイト(MyWaseda)での周知 し、第2期終了後に総括の上執 行箇所にも結果の共有を行う。 第1期:4月~10月執行分 公的研究費の執行箇所における日常的なモニタリング(4~3月) 第2期:11月~3月執行分 執行管理(第1期)※5 執行管理(第1期)※5 執行管理(第2期) ※5 執行管理 結果の総括 理事会、学術院長会、その後各 箇所教授会等で周知する。 **※**5 出張先への調査・確認や、研究 補助者へのヒアリング、納品後 の物品等の現物確認、取引業者 特別監査(10~3月)※7 内部監查報告 (5~6月) ※6 の帳簿との突合等の手法(リス 公的研究費の適正使用 クアプローチ監査)を含む。 に関する誓約書の提出 「特殊な役務」に関する (6~7月) 検収の事後チェック 監事、会計監査人と監査室の3者意見交換(5月、7月、11月、1月に実施) \*監事と監査室の意見交換は随時 経理箇所、他キャンパスの検収デスク等の検収実態把握の実施 ・取引に関するルールの提示 役務の検収方法業務説明会・ ・取引業者からの「誓約書」の 勉強会の実施 徴収(7~9月) 「学外納品物件特別検収」およびサンプリングによる実地確認の実施 重大な不正に関する通報内容を把握・適切な対応がとられているかの確認